

令和6年度

大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会

第3回 会議次第

令和6年9月11日（水）午後5時  
（大阪合同庁舎第2号館9階 共用B会議室）

1 開 会

2 議 事

大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

3 閉 会

写

令和6年9月11日

大阪労働局長  
志村 幸久 殿

大阪地方最低賃金審議会  
会 長 衣笠 葉子

大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和6年7月2日付け大労発基0702第2号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった大阪府自動車・同附属品製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

なお、本答申は、最低賃金審議会令第6条第5項の規定に基づく専門部会の決議によるものであることを申し添える。